

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念として、創業の理想「この仕事を通じて社会に貢献する」「この仕事を通じて立派な人を創る」を掲げております。

そして、この創業の理想を実現するための経営の方針として、経営信条「良品」「安価」「即納」と社訓「信義誠実」「和衷強力」「不撓不屈」「業務奉仕」とを制定しております。

当社は、この経営理念、経営の方針を、当社の優れた企業風土をつくりあげるための不変の根本原則と位置付け、コンプライアンスの徹底も含めその実践を推進しつつ、株主の皆様をはじめ、お取引先、地域社会など各ステークホルダーからの信頼の向上ならびに当社グループ全体としての企業価値の増大を追求しています。

このように企業としての発展を実現していくにあたり、当社は、経営の効率性、健全性、透明性の確保・向上が必要欠くべからざるものであると考え、上述の経営理念、経営の方針が醸成する企業風土を基盤としてコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

議決権の電子行使については、株主の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、引き続き検討を進めてまいります。招集通知の英訳につきましても、外国人株主比率等の推移も踏まえ、引き続き検討してまいります。

【補充原則2-5-1】

社内において人事総務グループマネージャーと人事総務チームリーダーが通報窓口になり、調査チームを組織し対応しております。また、内部通報者保護規定により、通報者に不利益な取り扱いを一切行わないことを定め、運用しております。今後、社内の通報窓口に加え、社外の通報窓口の設置を予定しております。

【補充原則4-11-3】

当社は、各取締役の担当部門の業績評価等を通じて、取締役会の実効性の分析・評価を行っております。なお、開示については今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、取引関係の維持・強化及び金融取引等の安定化を基本的な方針としております。また、同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っておりますが、個々の株式に応じた総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、役員、役員が実質的に支配する法人及び主要株主との競合取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。当社役員、役員が実質的に支配する法人及び主要株主が当社顧客として取引を行う場合、会社に不利益とならない体制を整えております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1)当社の経営理念等につきましては、その内容を本コーポレートガバナンス報告書に記載しております。また、当社HPにおいても公表しております。<http://www.hi-lex.co.jp/company/ideas.html>
- (2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針につきましては、有価証券報告書に記載の「6.コーポレート・ガバナンスの状況等」及び本報告書等において開示しております。
- (3)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続につきましては、有価証券報告書に記載の「6.コーポレート・ガバナンスの状況等」及び本報告書等において開示しております。
- (4)取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針は、以下のとおりであります。取締役候補については、取締役の経営全般に対する知識、経験、熱意、能力のバランスを考慮し、適格かつ迅速な意思決定が実施できること、各個人として人望があり、法令及び企業倫理の順守に徹する見識を有することを基準として、総合的に選任指名しております。監査役候補については、財務、会計に関する知見、当社事業に関する知識、企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より、総合的に指名しております。指名及び選任の手続きについては、上記方針に基づき、社長が提案し、取締役会で決議しております。
- (5)株主総会招集通知に候補者の概要について公表しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、取締役及び執行役員の職務の状況及び各部門の運営状況等を確認することを目的として経営管理の一機関としての経営会議を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っております。その概要については、コーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しております。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社及びグループ会社の重要事項等を決定し、職務権限規定及び決定権限規定に基づき、代表取締役、取締役及び執行役員に職務を委任しております。

経営会議は、代表取締役が議長となり、取締役及び取締役会が指名した執行役員で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や課題の対策を協議しております。経営会議の結果は、各関係部署に報告され、現場の具体的な課題・問題を迅速に対処できる仕組みとしております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、人道、環境等の社会性を持ち、コンプライアンス及びガバナンスの充実に資する資質を十分に備えた独立役員である社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。

【補充原則4-11-1】

本報告書の「2. 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-2】

取締役・監査役の重要な兼職状況は、株主総会招集通知の参考書類や事業報告等の開示書類において、毎年開示を行っております。

なお、社外取締役以外の取締役及び社外監査役以外の監査役は、当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、職務に専念できる体制となっております。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役がその機能を十分に果たすことを可能とするため、その就任の際、また、就任後も継続的に、当社グループの事業・財務・組織及び取締役・監査役がその職責を果たすために必要な知識等に関する必要な知識を習得できるよう、その機会を提供することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は株主と対話を行い、当社の事業戦略や経営方針を説明するとともに、対話を通じて得た知見を経営に活かすことで、中長期的な企業価値を向上させたいと考えています。そのため、株主からの対話申込みに対しては、必要があると判断した場合は、原則としてIR担当役員が面談することとしています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
寺浦興産株式会社	7,685,200	20.10
ジェーピー モルガン チェース バンク 380684	2,388,100	6.24
公益財団法人寺浦奨学会	1,554,000	4.06
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プライズド ストック ファンド(プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)	1,380,000	3.61
日本生命保険相互会社	1,259,795	3.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,182,800	3.09
西川ゴム工業株式会社	1,034,700	2.70
ジェーピー モルガン バンク ルクセンブルグ エスエイ 380578	977,200	2.55
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	966,600	2.52
本田技研工業株式会社	850,253	2.22

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	10月

業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
正木 靖子	弁護士													
加藤 徹	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
正木 靖子	○	弁護士	法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できます。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となる以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、当社と特別な利害関係がないことから中立・公正な立場を保持しており一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
加藤 徹	○	名古屋経済大学大学院法学研究科教授	大学教授、学会理事などを務められた豊富な経験と、会社法等法律研究の第一人者としての深い知見を有しておられ、それらを活かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことに

より、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できます。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となる以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社と特別な利害関係がないことから中立・公正な立場を保持しており一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5名

監査役の数

4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

監査役と会計監査人は定期的に(四半期に1度)を会合を開催しており、会計監査及び内部統制監査の実施状況につき意見交換を実施しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

それぞれの監査実施状況につき、都度(月1~2度)会合を開催し意見交換等を実施しているほか、期末には、翌期の監査計画につき、監査役と内部統制監査室との間で調整を実施します。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉竹 英之	税理士		○											
岡本 忍	税理士		△											
小林 佐敏	税理士		○											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉竹 英之	○	税理士 明星工業株式会社	税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できます。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となる以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社と特別な利害関係がないことから中立・公正な立場を保持しており一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
岡本 忍	○	税理士	税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できます。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となる以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社と特別な利害関係がないことから中立・公正な立場を保持しており一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
小林 佐敏	○	税理士 モリト株式会社	税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できます。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となる以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社と特別な利害関係がないことから中立・公正な立場を保持しており一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

2015年度中に開催された取締役会全12回のうち、正木靖子氏は11回に、加藤徹氏は11回にそれぞれ出席し、各人がその経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。

2015年度中に開催された取締役会全12回・監査役会全13回のうち、吉竹英之氏は取締役会12回・監査役会13回に、岡本忍氏は取締役会12回・監査役会13回に、小林佐敏氏は取締役会11回・監査役会13回にそれぞれ出席し、各人がその経験と見識に基づき、適宜発言行っております。また、当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、平成28年1月23日開催の第72期定時株主総会において、当社取締役(社外取締役を除きます。以下同様とします。)及び執行役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社取締役及び執行役員に対し、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度を導入することを付議し、決議いただいております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託を設定し、信託を通じて当社株式(当社普通株式とします。以下同様とします。)の取得を行い、当社取締役及び執行役員に対し、当社取締役会が定める株式交付規程に従ってその役位及び当社の定める業績連動係数に応じて付与される株式交付ポイントに基づき、信託を通じて当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)を交付する業績連動型株式報酬制度であります。

当社取締役会は、株式交付規程に従い、本制度の対象となる連続する三事業年度(当初は平成28年10月31日に終了する事業年度から平成30年10月31日に終了する事業年度までの三事業年度とし、信託期間の延長が行われた場合には、以降の三事業年度とする。以下、「対象期間」といいます。)について、株式交付ポイント算定の基礎となる金額を定め、業績連動係数を勘案し、各取締役及び執行役員について、取締役

及び執行役員ごとに株式交付ポイントを算出します。取締役及び執行役員は、かかる株式交付ポイントの累積値に応じた当社株式を、その退任時に交付されることとなります。

対象期間である三事業年度の株式取得資金として、当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は各信託期間につき240百万円(※)といたします。そのうち、取締役に対する株式取得資金として各信託期間に本信託に拠出する信託金の上限金額は90百万円といたします。

(※)ただし、実際に本信託に信託する信託金は、株式取得資金に、信託報酬及び信託費用等の必要費用の見込額を加算した額を設定いたします。

当社は、当社取締役会が定める株式交付規程に基づき、各取締役及び各執行役員の役位別に定められた交付基準額に、当社の定める業績連動係数を乗じて得た額(ただし、任期満了前の退任をした事業年度についてはかかる係数を乗じず、月割按分を行う。)をさらに本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額で除した額をもって、当該取締役及び当該執行役員に対して交付する株式交付ポイントといたします。当社が取締役及び執行役員に付与する株式交付ポイントの総数は一事業年度当たり24,000ポイント(うち取締役分として9,000ポイント)を上限とし、対応する当社株式数にして24,000株相当(うち取締役分として9,000株相当)を上限とします。

なお、当該業績連動型株式報酬制度の導入に伴い、株式報酬型ストック・オプションにつきましては、現在発行されている各新株予約権(平成27年12月11日開催の当社取締役会にて発行決議した第7回新株予約権を含む。)につき行使期間満了又は権利消滅の時まで存続させることとし、今後は新たな株式報酬型ストック・オプションを付与しないこととしております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

2015年度におきましては、取締役に対して11百万円、執行役員に対して18百万円付与いたしました。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2015年度中の取締役に對して支給した報酬の額は、199百万円であります。

支給額には役員賞与額42百万円およびストックオプションとして付与した新株予約権に係わる2015年度事業年度中の費用計上11百万円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、職務執行の対価としての役員報酬、業績(連結営業利益)に連動した役員賞与および取締役(社外取締役を除く)に対する当社の株価に連動した業績連動型株式報酬の3つから成っております。

取締役の報酬限度額は、2009年1月24日開催の第65期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役を補佐する専従のスタッフはおりませんが、取締役会事務局である人事総務グループが中心となり、その支援を行っております。監査役(社外監査役を含む)については、監査役会事務局である監査役室が中心となり、その支援を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役設置会社であり、株主総会、取締役会、監査役会等の法定の機関を設置しております。また取締役会のスリム化と機動的な業務執行を図るため、執行役員制を採用しております。その他の意志決定機関としては経営会議を設けております。

各機関の内容及び目的は以下のとおりであります。

(a) 株主総会

当社の決算期日は10月末日であり、定時株主総会は1月下旬に開催しております。したがって、いわゆる株主総会の集中開催による形骸化の影響はなく、土曜日に開催することを慣例とし、より株主の株主総会出席を容易ならしめ、株主総会本来の機能の確保に寄与するものと考えております。

(b) 取締役会

経営管理の意思決定機関として基本的に毎月1回土曜日に開催し、取締役の審議により必要事項を決議することとしております。取締役は従業員または社外からその能力と適格性を判断のうえで登用し、企業統治の厳格性を高めていくこととしております。なお、開催の都度監査役の全員が出席のうえ業務の執行状況の把握に努めております。

(c) 経営会議

当社における任意の機関であります。取締役及び執行役員の職務の状況及び各部門の運営状況等を確認することを目的として経営管理の一機関として基本的に取締役会開催日を除く毎週土曜日に開催しております。

(d) 監査役会

原則として毎月1回開催し、監査方針の決定、監査状況の報告、勧告事項の検討、改善状況の把握に努めております。監査機能の充実を図るため、常勤監査役1名のほか、税理士3名を監査役として登用しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役と監査役あわせて11名のうち5名が社外取締役または社外監査役であり、5名全員を独立役員として届け出ております。経営に対する外部の視点は十分に担保されているものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第72期定時株主総会招集ご通知の発送日は2015年12月30日(水)で、株主総会開催日である2016年1月23日(土)の3週間以上前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席いただけますよう平日を避けて(原則土曜日)株主総会を開催することといたしております。 2015年10月期(第72期)株主総会は、2016年1月23日(土)に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的(年2回程度)に、在京の機関投資家を対象に個別訪問し、当社業績、事業内容、強み、戦略等につき、IRミーティングを開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ/IRライブラリ(http://www.hi-lex.co.jp/ir/library.html)に決算短信、事業報告書および最新のIRミーティング資料を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス・マニュアル」に、役職員はステークホルダーの要請に誠実に応え、その期待を裏切らない行動を実践しなければならない旨を記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	2000年6月に環境方針を制定し、2001年6月にはISO14001の認証を取得いたしました。同規格に基づき環境マネジメントシステムを構築し運用しております。「環境保全の重要性を認識し、地球環境の保全と地域の環境改善に貢献します」という環境スローガンを掲げております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「経営理念(創業の理想)」として「この仕事を通じて社会に貢献する」、「この仕事を通じて立派な人を創る」を掲げ、「創業の理想」を実現するために「経営信条」、「社訓」を経営方針として定め、経営理念、経営方針を継承、実践していく上での倫理規範、行動規範を明確にした「アクション・ガイドライン」を制定しております。

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 取締役会は、コンプライアンス委員会の機能をもち、コンプライアンスの推進を統括し、当社をはじめグループにおける基本政策の決定、全体的な監督を行います。

2. 拠点長、部門長をコンプライアンス・オフィサーとし、その指導、教育のもと、「アクション・ガイドライン」及び「コンプライアンス・マニュアル」に則り、コンプライアンスを実践しその定着を図ります。

3. コンプライアンスに関わる問題及び疑問点に関して、従業員が直接通報、相談することのできる制度「内部通報者保護規定」等を通じて、法令遵守並びに企業倫理に関する情報の早期把握及び解決を図ります。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役会その他重要な会議の意思決定に係る情報、社長決裁その他の重要な決裁に関する情報、業務・財務に関する重要な情報等取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規定」に従い、記録し保存、管理します。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1. 品質、市場変動、災害、環境、情報セキュリティ、コンプライアンスなど損失をもたらす危険の管理については、取締役会において当該危険の認識、評価、対応方針等を検討、決定した上で、規定・ガイドラインの制定、教育の実施、マニュアルの作成・配布や対策実施に係る指導、点検等を行います。

2. 新たに生じた損失の危険への対応が必要な場合、取締役会において速やかに対応責任者となる役員(執行役員を含む)及び担当部門を決定します。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 経営管理の意思決定機関として「取締役会」を定期的に開催し、取締役の審議により機動的に意思決定を行います。

2. 任意の機関として「政策委員会」及び「経営会議」を定期的に開催し、経営、業務執行に係る基本的事項や重要事項、取締役会付議事項に関する事前検討や方針決定を多面的かつ効率的に行います。

3. 取締役会の決議により執行役員を選任し、代表取締役及び取締役が決定した業務の執行を委任します。執行役員は、求めに応じて取締役会に随時出席し、必要事項の報告、説明を行います。

4. 「職務権限規定」、「決定権限規定」、「業務分掌規定」により明確化された権限、役割分担に基づき、代表取締役、取締役、執行役員は、職務を執行します。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

1. 「関係会社管理規定」に基づき、関係会社の事業に関する承認、報告の受理、経営・業務に関する連絡の保持を行い、当社グループ全体の経営の健全性を確保します。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

1. 当社は、子会社及び関連会社(以下「子会社等」という)の損失の危険に関して内部規定を定めており、当該部門又は子会社等を管掌ないし担当する取締役は、重大な災害等のリスク、事業等のリスク等が発生した場合に、規程等に基づく適切な対応を行うこととしております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 代表取締役、担当取締役は、定期的に内外関係会社を訪問し、業務運営状況を検証するとともに必要な改善指示、当社による支援の手配等を実施します。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 監査役及び内部統制監査室は、連携して関係会社の実地監査を実施します。

2. 実地監査に際しては、当該関係会社の法定監査を担当している監査法人とも協議し、その妥当性を検証したうえで、必要な改善の指導・勧告を行います。

(6) 反社会的勢力を排除するための体制

1. 当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の取引や利益供与は行いません。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監査役を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 当社は、監査役を補助するための機関として、監査役直属の監査役室を設置し、監査役の求めに応じて監査役の監査を補助するスタッフを置くこととしております。

2. 監査役室のスタッフの任命、異動、評価等に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。

3. 監査役室のスタッフは、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合には、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとするにより、スタッフに対する指示の実効性を確保しております。

4. 監査役会は、内部統制監査室と、それぞれの年度監査計画策定時に協議を行う他、監査結果に関する情報を共有するなど、連携し、また牽制しながら監査業務を遂行します。

(8) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

1. 監査役は、随時、必要に応じて当社の取締役、従業員、子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から業務執行、遂行状況を聴取します。

2. 監査役は、当社工場その他の拠点並びに内外関係会社に対し、計画的に実地監査に赴き、現状の把握、問題点の指摘、是正勧告を実施します。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをうけないことを確保するための体制

1. 当社及び当社グループは、前号(1)の3.に掲げる内部通報者保護規定及びそれに準じる内部規定において、通報者が通報により不利益な取り扱いを受けない旨を定めております。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

1. 当社は、監査役監査に関する社内規定を定め、監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求、当該請求に係る費用または債務を処理する手順を定めており、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

(11) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は取締役会に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の職務執行を監査します。

2. 監査役は、全ての稟議書並びにその他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

1. 財務報告の信頼性の確保、及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社及び当社グループの内部統制システムの整備・運用を行います。

当期における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- (1) コンプライアンス教育の一環として、当社全社員及び子会社幹部社員を対象としたコンプライアンスに係る社内研修を実施する等、コンプライアンス意識の向上を図るための改善活動を継続的に実施しております。
- (2) 財務報告の適正性と信頼性を確保するため、副社長直轄部門である内部統制監査室が、内部統制監査計画書(財務報告の基本方針)に基づき、内部監査を実施しております。
- (3) 情報セキュリティ対策の一環として、情報セキュリティ委員会による情報セキュリティ教育を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の取引や利益供与は行いません。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、人事総務グループを対策事務局とし、警察・弁護士等外部専門機関・専門家と連携しながら対応します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

(1) 基本方針

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、当社取締役会の賛同を得ずに行われる大規模買付等(特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。))のうち、当社の取締役会の同意を得ていないものをいいます。)に依じるか否かの判断も、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、会社の支配権の移転を伴う大規模買付等の中には、当社の企業価値・株主共同の利益に反するものが幾つか存在しており、これらの大規模買付等が行われることを未然に防止できなければ、当社の強みである製造技術を支える優秀な従業員の流出を招き、お客様・仕入先様・社会からの強固な信頼を失い、当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みの遂行に大きな影響を与えかねません。

そこで、当社は、大規模買付等が一定の合理的なルールに従って進められることが当社株主共同の利益及び当社の企業価値の確保・向上に資すると考え、平成25年12月13日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付等に関する対応方針(買収防衛策)の継続について」(以下「本プラン」といいます。)を決議しました。本プランは、平成26年1月25日開催の当社第70期定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得ております。

(2) 不適切な支配の防止のための取り組み

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等が行われる場合の手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が買付者等との交渉を行う機会を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

すなわち、本プランは、大規模買付等を実施しようとする買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出して頂き、当社取締役会がその大規模買付等を評価・交渉・代替案を提出する期間を設けることとする大規模買付ルールを定めるものです。

当社取締役会は、独立性の高い社外取締役、社外監査役または社外有識者で構成する独立委員会を設置し、独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。

買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問した上で、独立委員会の判断を最大限尊重して対抗措置の発動、不発動を決定します。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.hi-lex.co.jp/>)に「当社株式の大規模買付等に関する対応方針(買収防衛策)」として掲載されております。

(3) 不適切な支配の防止のための取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

1 株主意思の反映

本プランは、平成26年1月25日開催の当社第70期定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、その有効期間は平成29年1月31日までに開催される当社第73期定時株主総会の終結のときまでの3年間とされており、株主の皆様ご意思の尊重に最大限の配慮を行っております。また、大規模買付等を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様ご判断に委ねられるべきという方針で貫かれており、対抗措置を発動するのは、買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうと認められる場合に限定されております。

2 独立性の高い社外者の判断と情報開示

独立性の高い社外取締役、社外監査役または社外有識者により独立委員会を構成することにより、当社の業務を執行する経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

さらに、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様ご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

3 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

4 第三者専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができます。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

株主総会

